

平成27年中における人身取引事犯の検挙状況等について

1 人身取引事犯の検挙状況等

検挙件数：44件、検挙人員：42人、被害者数：49人

検挙件数・人員、被害者数ともに平成17年をピークに減少傾向にあったが、昨年（平成26年）の検挙件数及び被害者数は一昨年に続き再び増加し、平成19年以降最多。

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
検 挙 件 数	25	44	25	32	44
検 挙 人 員	33	54	37	33	42
うちブローカー	6	6	10	6	7
被 害 者 数	25	27	17	24	49

(1) 被疑者の状況

- 国籍等別では、日本が34人（81.0%）で最多、このほか、タイ、フィリピン等。
- 職業別では、風俗店等関係者が32人（76.2%）で最多、このほか、無職、会社員、自営業等。

(2) 被害者の状況

- 性別は、女性46人（93.9%）、男性3人（6.1%）。男性は、土木作業（2人）及び飲食店従業員（1人）で、男性の認知は平成22年以来。
- 国籍等別は、フィリピン28人（57.1%）、日本13人（26.5%）、タイ8人（16.3%）。
- 年齢層別では、20歳未満が14人（28.6%）、20～29歳が21人（42.9%）で、両方で7割を占める。
- 被害の形態は、ホステスとしての稼働が26人（53.1%）、売春等の性的搾取が18人（36.7%）、その他が5人（10.2%）。日本人被害者は、出会い系サイト等を利用した売春を強要させられる事案、外国人被害者は、ホステスとしての稼働を強要させられる事案が目立つ。

2 検挙事例

(1) 日本人児童等被害に係る人身取引事犯（大阪府、H26.9～H27.6）

スカウトマンらは、男女交際を装って児童等を自宅マンションに住ませ、暴行・脅迫の上、インターネットで募った遊客との売春を強要し、売春代金全額を搾取していた。被害者4人を保護するとともに、被疑者を売春防止法違反、児童福祉法違反等で逮捕。

(2) タイ人女性被害に係る人身取引事犯（栃木県、H27.3～H27.8）

タイ人ブローカーらは、甘言によりタイ人女性を日本に入国させ、パスポートを取り上げた上、多額の借金を負わせホステスとしての稼働や売春を強要していたもので、被害者2人を保護するとともに、被疑者を売春防止法違反、出入国管理及び難民認定法違反等で逮捕。

3 今後の対策

- (1) 国内外の人身取引事犯の確実な認知、実態解明
- (2) 人身取引被害者の的確な保護・支援及び保護機関との連携
- (3) 人身取引事犯の取締りの徹底

人身取引（トラフィッキング）とは

～人身取引議定書第3条～

目的

手段

行為

搾取
を目的として

- 他の者を売却させること
- 性的搾取
- 強制的な労働若しくは役務の提供
- 奴隷化若しくはこれに類する行為
- 隷属又は臓器の摘出

～次のうちいずれか～

- ① 暴力その他の形態の強制力による脅迫
- ② 暴力その他の形態の強制力の行使
- ③ 誘拐
- ④ 詐欺
- ⑤ 欺もう
- ⑥ 権力の濫用
- ⑦ 脆弱な立場に乗ずること
- ⑧ 他の者を支配下に置く者の同意を得る目的で行われる金銭の授受
- ⑨ 他の者を支配下に置く者の同意を得る目的で行われる利益の授受

①～⑨の手段が用いられた場合
被害者が搾取について同意していたか否かを問わない。

～次のうちいずれか～

- A 獲得
- B 輸送
- C 引き渡し
- D 蔵匿
- E 收受

の手段を用いて、人を

する行為。

搾取の目的で児童（18歳未満のすべての者）に対しA～Eの行為をした場合、
①～⑨のいずれかの手段が用いられない場合であっても、人身取引とみなされる。

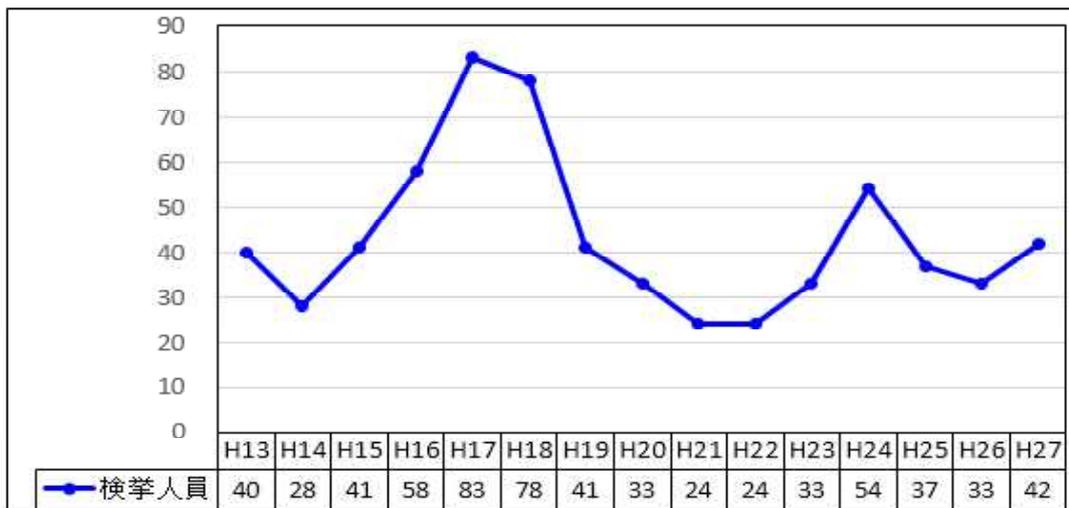
1 人身取引事犯の検挙状況等

検挙件数・人員、被害者数ともに平成17年をピークに減少傾向にあったが、昨年の検挙件数及び被害者数は一昨年に続き再び増加し、平成19年以降最多。

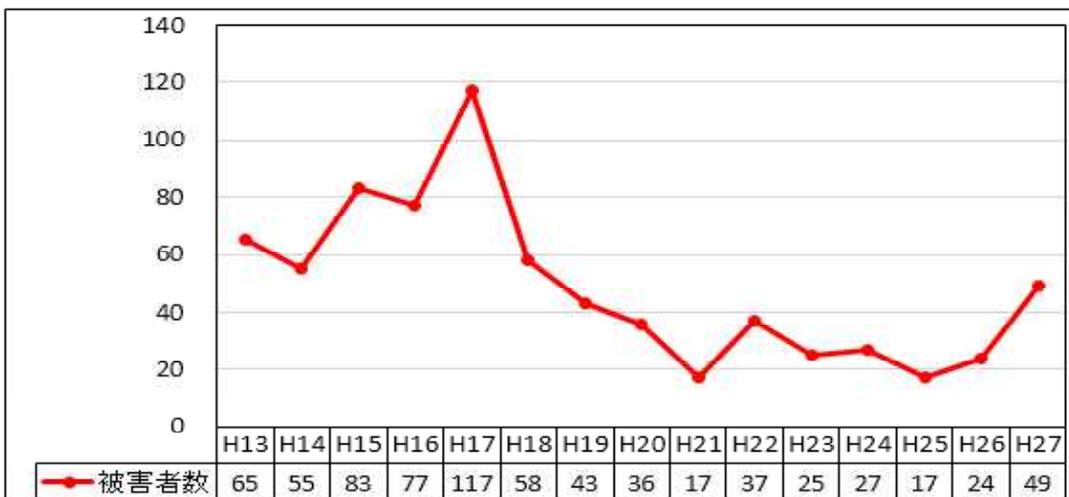
(1) 検挙件数



(2) 検挙人員

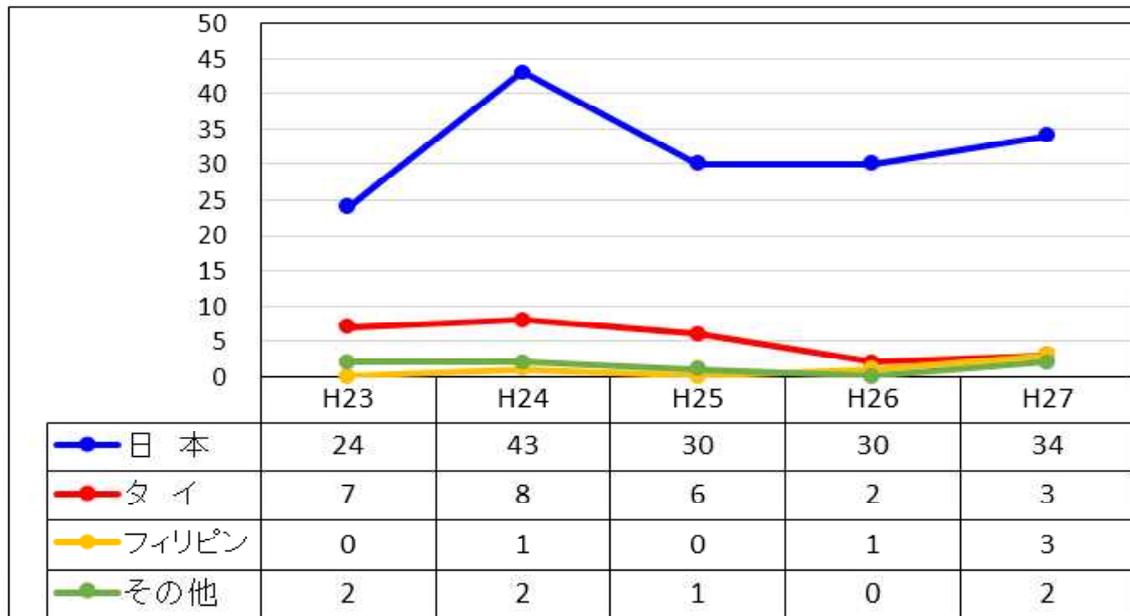


(3) 被害者数

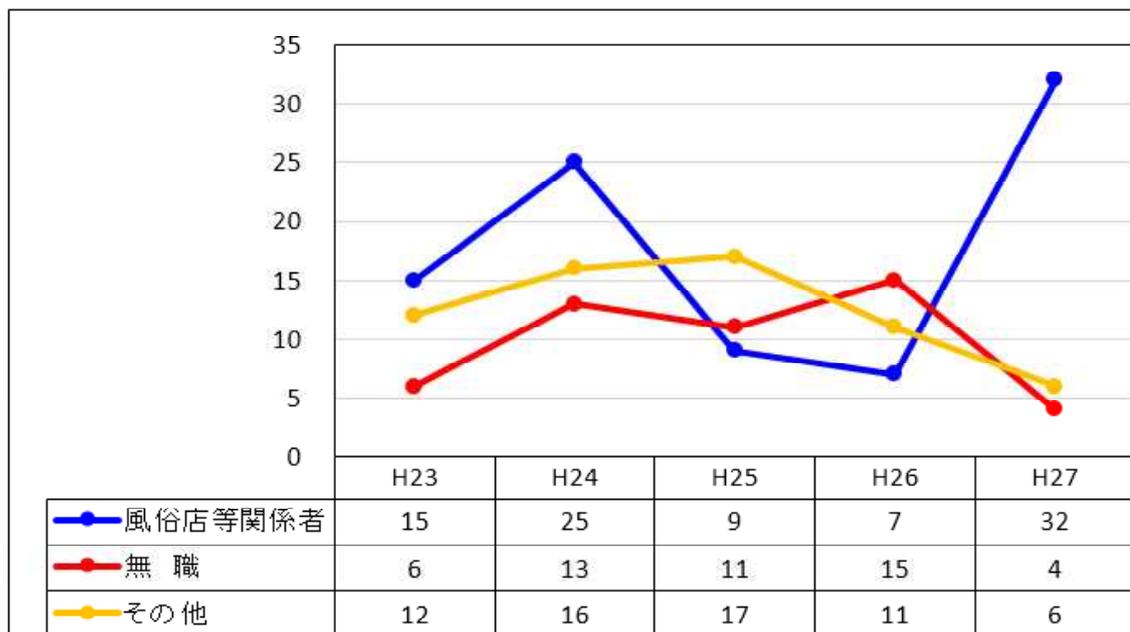


2 被疑者の状況

(1) 国籍等別



(2) 職業別



※ 「その他」は、会社員、自営業、学生等

3 被害者の状況

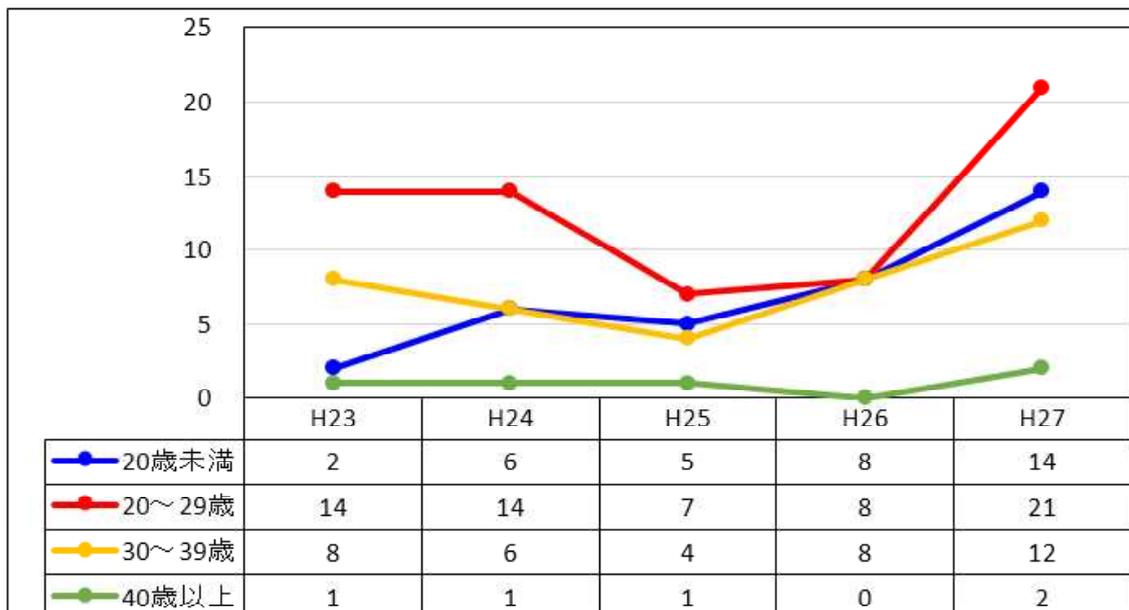
(1) 国籍等別

平成19年までは、タイ人、フィリピン人のほか、インドネシア人、コロンビア人、中国（台湾）人が目立ったが、最近5年間は、タイ人、フィリピン人、日本人に集中。

なお、昨年は、いわゆるJFC（ジャパニーズ・フィリピン・チルドレン）支援を標榜した人身取引事犯において、岐阜・広島県警合同捜査本部がフィリピン人24人（男性2人、女性22人）を認知。

	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	合計
タイ	39	40	21	48	21	3	4	18	8		12	3	6	1	8	232
フィリピン	12	2		13	40	30	22	7	4	24	8	11	1	10	28	212
インドネシア	4		3		44	14	11									76
コロンビア	3	6	43	5	1											58
日本							1	2	2	12	4	11	10	12	13	67
中国(台湾)	7	3	12	5	4	10		5	1		1	1				49
韓国				3	1	1	5			1		1				12
中国		4	2					1						1		8
ルーマニア					4											4
中国(香港)									2							2
中国(マカオ)								2								2
ロシア				2												2
カンボジア			2													2
Bangladesh								1								1
オーストラリア					1											1
エストニア					1											1
ラオス				1												1

(2) 年齢層別



(3) 被害形態別

- 日本人被害者は、出会い系サイト等を利用した売春を強要させられる事案、外国人被害者は、ホステスとしての稼働を強要させられる事案が目立つ。
- 「その他」の5人は、土木作業が2人（いずれも男性）、ベビーシッターが1人、農作業が1人、飲食店従業員が1人（男性）で、土木作業及び農作業の被害は、昨年、初めて認知。

